

## 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱い

### 1 上場手数料関係

- (1) 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- (2) 外国投資証券の1口当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。
- (3) 発行済投資口のうち上場に適さない投資口として上場されていなかった投資口が上場されることとなった場合の上場手数料については、「新規上場申請者の上場申請した外国投資証券の上場」の〔定率〕を準用するものとする。
- (4) 合併に際して新たに発行する投資口に係る上場手数料は、1口当たり資本組入額を1口当たりの発行価格とみなして計算する。
- (5) 外国投資法人の投資口分配、投資主割当若しくは分配再投資等又は募集等により積み立てられた資本準備金の資本組入れに伴い追加発行した外国投資証券の上場手数料は、当該外国投資証券の額面金額（当該外国投資証券が無額面投資口の場合には1口当たりの資本組入額）を1口当たりの発行価格とみなして計算する。
- (6) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第11条第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。

### 2 年賦課金関係

- (1) 年賦課金の計算は、直前事業年度の末日現在における上場投資口数、事業年度が到来していない場合は上場日現在における上場投資口数を基準とする。
- (2) 新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、前(1)の規定にかかわらず

ず，当該新規上場申請者の外国投資証券の上場日における上場投資口数を基準とする。

(3) 年賦課金は，年2回に分けて，外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の上場手数料及び年賦課金に定める期日に各々半額を納入するものとする。

(4) 新規上場申請者に係る年賦課金は，前項の規定にかかわらず，当該外国投資法人の外国投資証券が，事業年度の前半6か月の間に上場されたときにはその半額を，後半6か月の間に上場されたときにはその全額を免除する。

(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第11条第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については，これを免除することができる。

#### 付 則

この取扱いは，特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

#### 付 則

この取扱いは，平成18年5月1日から施行する。

#### 付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。